

小矢部市獅子舞連合会規約

*平成10年4月17日一部改正

**平成14年4月13日一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、小矢部市獅子舞連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、小矢部市の各地域に連綿として伝承されている獅子舞を永く継承し、発展させていくと共に、小矢部市の観光事業の一環として地域の活性化に寄与し、併せて地域社会の宥和と親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の掲げる事業を行う。

- (1) 獅子舞の保存および継承のために必要とする事業。
- (2) 獅子舞祭りの活性化および市の観光啓発推進事業。
- (3) その他、本会の目的の達成のために必要な事業。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する諸団体および個人とする。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若 干 名 |
| (3) 常 任 幹 事 長 (常任幹事のうちより選出) | 1 名 |
| (4) 事 務 局 長 (常任幹事のうちより選出) | 1 名 |
| (5) 事 務 局 員 (常任幹事のうちより選出) | 若 干 名 |
| 事 務 局 員 (市商工振興課・小矢部商工会) | |
| (6) 理 事 | 各獅子方ある町内の町内会長 |
| (7) 常 任 幹 事 | |
| (8) 幹 事 | 各獅子方1名および会長指名による若干名 |
| (9) 会 計 幹 事 (常任幹事のうちより選出) | 1 名 |
| (10) 監 事 | 2 名 |